

西表島森林生態系保護地域の区域変更に関する周知について

平成 24 年度より西表島森林生態系保護地域の区域が変更となることから、地元住民及び来島者に対し、新たな区域や取扱い（遵守事項等）について周知する必要がある。

効果的・効率的な周知のため、平成 23 年度末より以下の方針で西表島森林生態系保護地域に関する周知を行うこととする。

既設説明板の更新

西表島森林生態系保護地域に関する説明板が 3 箇所に設置されており、表示板の内容更新を早期に実施する。

新規説明板の設置

西表島森林生態系保護地域に関する説明板が少ないことから、普及啓発に効果的な場所に説明板の新設を検討する。（別紙参照）

チラシ等の配布

西表島森林生態系保護地域の設定を知らない観光客・地元住民に対し、設定の目的と遵守事項等の協力依頼について周知するため、チラシの配布を検討。観光客等に対しては、入島以前に周知を図る必要があるため連絡船内やターミナル等で配布できるよう関係機関に協力を依頼する。

インターネットによる周知

西表島森林生態系保護地域の設定目的や遵守事項、各種取組等について広く周知を図るため、各種情報をインターネットに掲載する。

西表島森林生態系保護地域に関する説明板の設置検討箇所

